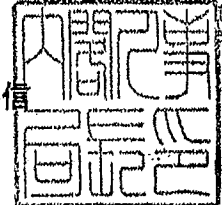




閣人行第23号
平成26年7月25日

厚生労働事務次官 村木 厚子 殿

内閣人事局長 加藤 勝信



平成27年度から平成31年度までの定員合理化目標数について

1. 国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（平成26年7月25日閣議決定）に基づき、各府省の直近の定員の動向等を反映して、平成27年度から平成31年度までの5年間の内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の合理化目標数を別表のとおり決定する。
2. 各府省は、本通知に基づき、毎年度の予算編成過程において、所要の定員合理化の要求を行うこととする。また、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（総務大臣決定）に基づいて業務改革を推進し、別表の定員合理化目標数のうち括弧内に掲げる数（業務改革に係るもの）の範囲内で、定員の再配置の要求を行うことができることとする。
3. 各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める合理化目標数（業務改革に係るものを除く）の1/5の員数の定員を合理化するものとする。また、業務改革に係るものについては、5年の計画期間内において、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、各年度に実施する合理化の員数を定めるものとする。
4. 計画期間中に事情の変更等が生じた場合には、必要に応じ、各府省の合理化目標数の見直し等を行うものとする。
5. 平成31年度までの各府省の定員管理の状況等を踏まえつつ、次期（平成32年度から5年間）の定員合理化目標数の算定方法について、必要に応じ見直しを行うものとする。

6. 国立ハンセン病療養所の定員については、ハンセン病問題の歴史的経緯やそれを踏まえた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨、更には、高齢化等に伴う入所者の実情に応じた充実した療養体制の確保の必要性を考慮し、平成27年度から31年度までの間の合理化目標数を大幅に軽減する。

また、毎年度の定員審査においても、平成30年度までに平成25年度及び26年度の結果を考慮して療養体制の充実を図るとともに、その後も、入所者1人当たりの定員の水準を維持するとの厚生労働省の方針を十分尊重し、適切に対応する。